

**2023年11月（第7版）

*2015年10月（第6版）

届出番号 : 28B1X00005000185

器具器械 35 医療用はさみ（電動式のものを除く。）
**一般医療機器 はさみ 「JMDN」 35325001

マーチンハサミ

【形状・構造及び原理等】

【原材料】

本体：ステンレス鋼（把持部のみタンクステンカーバイドのものもあります。）
又は
チタン合金

【原 理】

本品のハンドル部を閉じることにより先端の2枚の刃に挟まれたものを切断することが出来ます。

【使用目的又は効果】

通常、手術時の組織、布、縫合糸等の切断に用いる器具をいう。回転軸のある2枚の刃（通常、ハンドルに親指と他の指用の穴がある）からなり、切断する材料の上で2枚の刃を閉じることによって操作する。

【使用方法等】

切断したい箇所を先端の2枚の刃で挟み、ハンドル部分を開じることにより切断します。

【使用上の注意】

- ①本品は未滅菌品であるため、使用に際しては必ず洗浄し、
【保守・点検に係る事項】に記載する滅菌条件又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。
- ②破損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力を加えないこと。
- ③使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- ④塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。
- ⑤電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があり、また、器械の表面を損傷するので、併用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- ①保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- ②滅菌済みのものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐために清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。
- ③歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- ①使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- ②汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- ③洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェクタ等）で洗浄するときには、他の医療機器と接触して先端を損傷するがないように注意をすること。また、可動部分は、開放して汚れが落ちやすいようにバスケット等に収納すること。
- ④洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
- ⑤洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥すること。
- ⑥可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤を塗布することを推奨する。
- ⑦使用（滅菌）前に、汚れ、傷、曲がり、可動部の動き等に異常がないか点検すること。
- ⑧点検後、セット・包装をし、下記に記載する条件又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。なお、滅菌のためのセット・包装にあたっては、可動部は開放するなど、確実に滅菌できるよう配慮すること。

滅菌方法：高压蒸気滅菌

滅菌条件：温度 132°C、時間 10 分以上

- ⑨強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。
金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。

** 【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者名：株式会社 茂久田商会

**緊急連絡先：TEL 078-303-8241

FAX 078-303-2151

**製造業者名：ケーエルエス マーチン 欧州会社／
ドイツ

KLS Martin SE & Co. KG／Germany